

## 社会福祉法人萩原会 役員及び評議員報酬基準

### 【報酬】

定款第8条及び第22条に定めるとおり、この法人の役員（理事・監事）及び評議員は、無報酬とする。但し、下記の費用については支給することができる。

### 記

入所検討委員会出席費 2000円

監事監査報告監査費 3000円

\* 定時評議員会（平成29年6月17日）にて決定

理事長報酬 50000円（毎月）

\* 定時評議員会（令和5年6月26日）にて決定

### 附 則

この基準は、平成29年6月17日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和6年6月26日から施行する。